

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定予定の通知 (3件) (治山林道課)	1
○保安林の解除の予定 (")	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) (")	1
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
○道路の供用開始 (")	2
公告	
○換地計画の適否決定 (四万十町) (農業基盤課)	2

告 示

高知県告示第587号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町勝賀瀬字三ツ内3627の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字三ツ内3627の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第588号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町長坂字コトコ谷シモ203の1、203の2、203の3、204の3、204の4、205、281
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字コトコ谷シモ204の3・204の4・205（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第589号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町楳原字松ノ下1338
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松ノ下1338（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第590号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町生見字生見濱576の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第591号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年2月農林水産省告示第217号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第592号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規

定により告示する。
平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年2月農林水産省告示第316号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第593号

いの町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年10月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（数値撮影及び写真地図作成）

2 作業期間

平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

吾川郡いの町

高知県告示第594号

幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年10月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成26年10月8日から平成27年2月11日まで

3 作業地域

幡多郡三原村の一部

高知県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年10月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 弘岡下種崎

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市長浜宮田6551番7から 高知市長浜西日出2671番1まで	前	5.0 }	136
	後	8.3 }	
	前	9.0 }	136
	後	36.2 }	

高知県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年10月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 北本町領石

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市一宮西町三丁目1837番1から 高知市一宮しなね二丁目2985番1まで	前	8.8 }	446
	後	11.8 }	
	前	9.1 }	446
	後	25.1 }	

高知県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年10月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町古城字カミノコエ口860番1から 高岡郡四万十町地吉字ウヅノタキ43番1まで	190	平成26年10月24日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（古城換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成26年10月24日から同年11月25日まで

3 縦覧場所

四万十町役場十和地域振興局

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。